コンパクトシティの形成に向けて

国土交通省

平成27年4月10日



都市の現状と課題(地方都市)



地方都市の現状と課題

○多くの地方都市では、

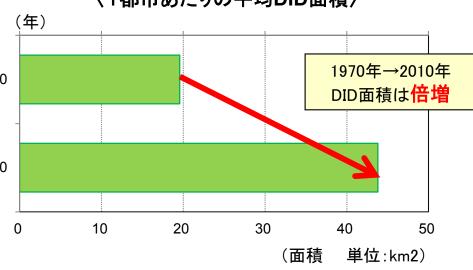
- ・ 急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
- ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
- ・厳しい財政状況下で、<u>拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難</u>になりかねない状況にある。
- 〇こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、<u>都市の部分的な問題への対症療法</u>では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

県庁所在地の人口の推移 (三大都市圏及び政令指定都市を除く)

〈1都市あたりの平均人口〉 (年) 1970年→2010年 1970 1970 人口は約2割増加 2010 2010 約40年前の 1970年と同水準 2040 10 0 20 30 40 単位:万人) (人口

県庁所在地のDID面積の推移 (三大都市圏及び政令指定都市を除く)

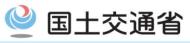
〈1都市あたりの平均DID面積〉



出典:国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

都市の現状と課題(大都市)



大都市の現状と課題

- ○大都市では、
 - 郊外部を中心に高齢者(特に85歳以上の高齢者)が急速に増加する予測
 - ・高齢者数の急増に伴い医療・介護の需要が急増し、<u>医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足</u> にできなくなる懸念
- 〇こうした状況下では、在宅医療・介護を含めた地域包括ケアを実現するため、既存ストックを活用しながら医療・福祉機能の望ましい配置を推進する必要。

急増する高齢者

■大都市圏における高齢者人口の推移 (2010年→2040年)

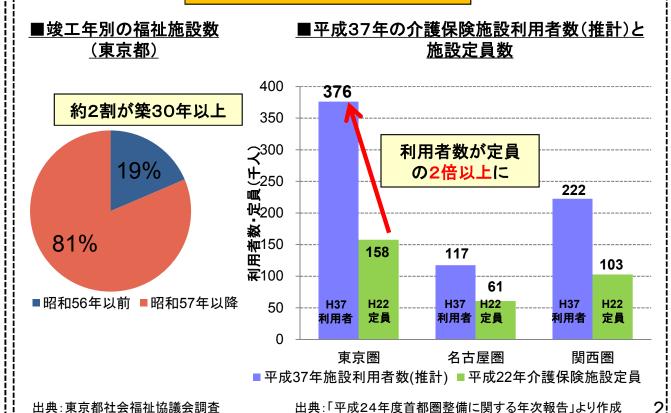
		2010年	2040年	増加数	増加率
東京圏	65~74歳	414 万人	517 万人	103 万人	25%
	75~84歳	239 万人	333 万人	94 万人	39%
	85歳以上	79 万人	270 万人	190 万人	240%
名古屋圏	65~74歳	133 万人	150 万人	17 万人	12%
	75~84歳	84 万人	102 万人	18 万人	22%
	85歳以上	29 万人	84 万人	55 万人	191%
関西圏	65~74歳	233 万人	246 万人	12 万人	5%
	75~84歳	141 万人	166 万人	25 万人	18%
	85歳以上	48 万人	149 万人	101 万人	208%

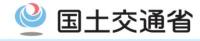
- *東京圈:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- *名古屋圈:愛知県、岐阜県、三重県
- *大阪圈:大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

出典:国勢調査

国立社会保障·人口問題研究所(平成25年3月推計)

福祉施設の老朽化・不足





持続可能な都市経営(財政、経済)のため

- ・公共投資、行政サービスの効率化
- ・公共施設の維持管理の合理化
- 住宅、宅地の資産価値の維持
- ・ビジネス環境の維持・向上、知恵の創出
- ・健康増進による社会保障費の抑制

高齢者の生活環境・子育て環境のため

- 子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上
- ・高齢者・女性の社会参画
- 高齢者の健康増進
- 仕事と生活のバランス改善
- ・コミュニティカの維持

コンパクト+ネットワーク

地球環境、自然環境のため

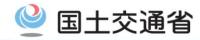
- ·CO2排出削減
- エネルギーの効率的な利用
- ・緑地、農地の保全

防災のため

- ・災害危険性の低い地域の重点利用
- •集住による迅速、効率的な避難

限られた資源の集中的·効率的な利用で 持続可能な都市·社会を実現

コンパクトシティをめぐる課題



コンパクトシティをめぐる誤解

一極集中

市町村内の、最も主要な拠点(大きなターミナル駅周辺等)1カ所に、全てを集約させる

全ての人口の集約

全ての居住者(住宅)を一定のエリアに集約させることを目指す

強制的な集約

居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる

多極型

中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す

全ての人口の集約を図るものではない

たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然。

(集約で一定エリアの人口密度を維持)

誘導による集約

インセンティブを講じながら、時間をかけながら居住の集約化を推進

都市再生特別措置法等の改正(概要)



平成26年8月1日施行

地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

- ●立地適正化計画(市町村)
- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成。
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり(多極ネットワーク型コンパクトシティ)

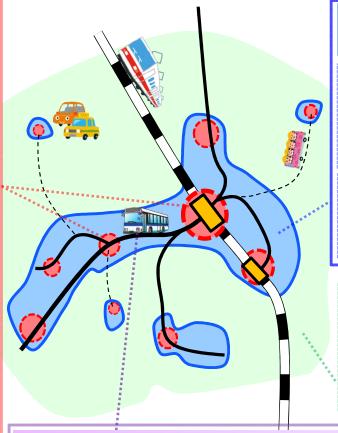
都市機能誘導区域

牛活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘 導する施設を設定

- ◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進
- ○誘導施設への税財政・金融上の支援
- 外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 税制
- 民都機構による出資等の対象化
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加
- ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等 の緩和
- 市町村が誘導用途について容積率等を緩和するこ とが可能
- 〇公的不動産・低未利用地の有効活用
- 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場 合、国が直接支援

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場 の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコント ロール
 - ・誘導したい機能の区域外での立地について、届 出、市町村による働きかけ



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- 区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える 際の除却費の補助 予算
- 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度 (例:低層住居専用地域への用途変更)

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届 出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村 による働きかけ
- 都市再生推進法人等(NPO等)が跡地管理を行う ための協定制度
- 協定を締結した跡地の適正管理を支援

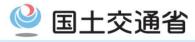
公共交诵 維持・充実を図る公共交通網を設定

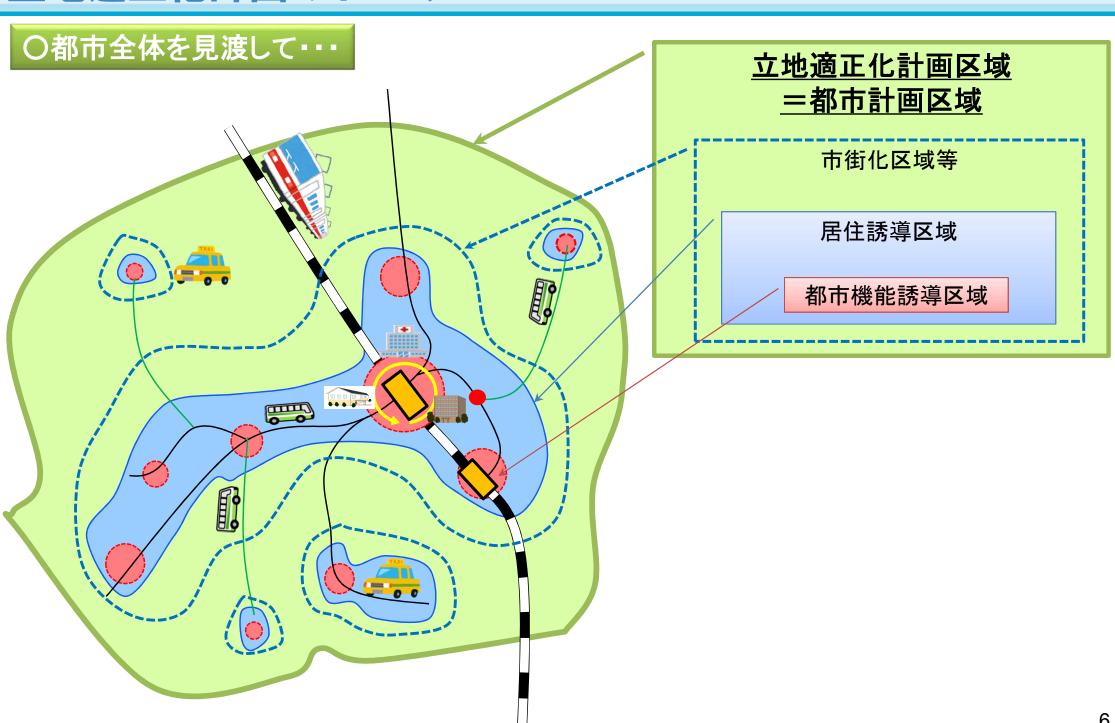
◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援(地域公共交通活性化再生法)
- 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や場前広場等の公共交通施設の整備支援

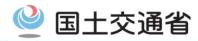


立地適正化計画のイメージ





地域公共交通活性化再生法の改正(概要)



交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な 交通手段の確保等 まちづくりの観点からの 交通施策の促進

関係者相互間の連携と 協働の促進

等

平成26年11月20日施行

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- **M7 /**
 - ①地方公共団体が中心となり、
 - ②まちづくりと連携し、
 - ③面的な公共交通ネットワーク

を再構築

改正地域公共交通活性化再生法 の基本スキーム

基本方針

国が策定

まちづくりとの連携に配慮

事業者と協議の上、 地方公共団体が 協議会を開催し策定

\$ 444 L = 4±1/4

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

地方公共団体が事業者 等の同意の下に策定

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

地域公共交通再編実施計画

地域公共交通網形成計画

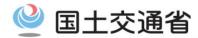
軌道運送 高度化事業 (LRTの整備) 鉄道事業 再構築事業 (上下分離)

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

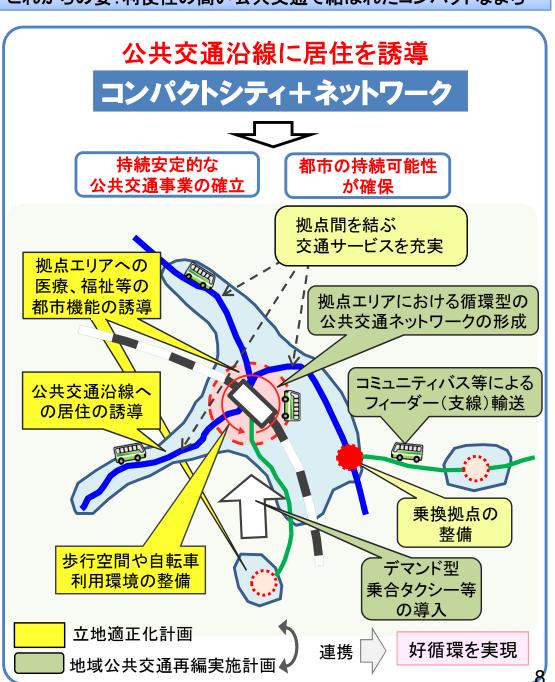
地域公共交通との連携



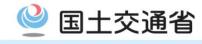
現状:地域の大切な公共交通の維持・確保が厳しい状況

市街地の拡散・人口減少 公共交通の 利用者の減少 公共交通サービス 公共交通事業 水準の低下 負のスパイラル 者の経営悪化 いずれのバス路線も 低頻度の運行回数 拡散した市街地 マイカーが主要な移動手段 中心駅 拠点エリア 公共交通空白地域

これからの姿: 利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまち

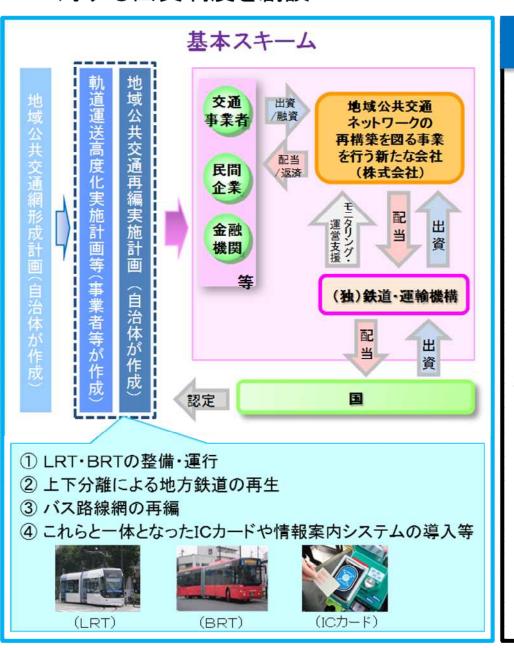


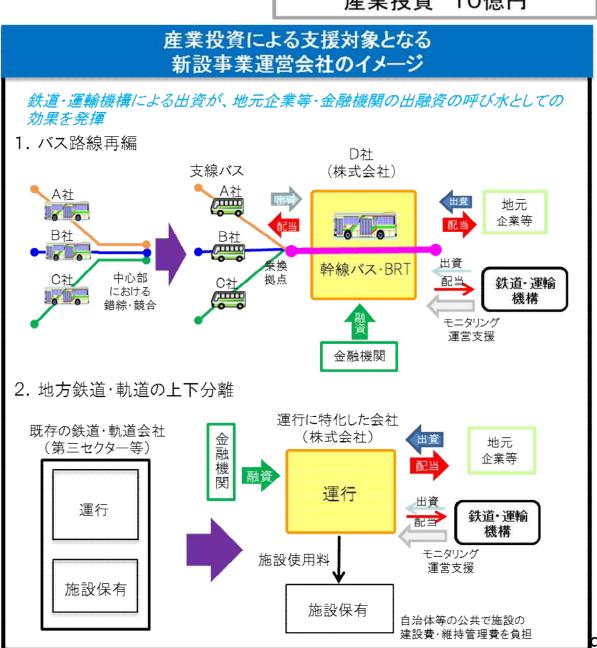
地域公共交通との連携② (参考)産投出資を原資とした新たな支援



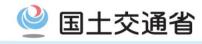
○ 地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社に 対する出資制度を創設

平成27年度財政投融資計画 産業投資 10億円





地域公共交通との連携③ (参考)地域公共交通確保維持改善事業



コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの 再構築に向けた取組みを支援

平成27年度予算案 290億円(対前年度比0.95) ※H26補正を含め358億円(対前年度比1.17)

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

地域公共交通網 形成計画

援内

内容を充実にする際には

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

く支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新等
- 離島航路・航空路の運航

快適で安全な公共交通の構築

く支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、 ノンステップバスの導入等
- LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

地域公共交通再編実施計画の 策定に係る調査

地域公共交通再編 実施計画

国の認定

地域公共交通ネットワーク再編の促進

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画 に基づく事業の実施
 - ・バス路線の再編
 - デマンド型等の多様なサービスの導入
 - LRT・BRTの高度化

<支援の内容>

- 地域鉄道の上下分離等

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

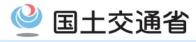
<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

平成27年度予算案 21億円 (東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

10

中心市街地活性化施策との連携 ~中心市街地活性化法の改正~



背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加 に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省 とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

改正法の概要

- (1)中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して 行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設。
- (2)中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認 定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が 認められる特例通訳案内士制度等を創設。

措置事項



【重点支援】~民間投資を喚起する新たな制度を創設~

○経済波及効果が高く、地元の強いコミットメントがある民間プロジェクトに対し、予算措置の拡充、税制優遇措置、無利子融資、 大店立地法の特例等の重点支援を実施

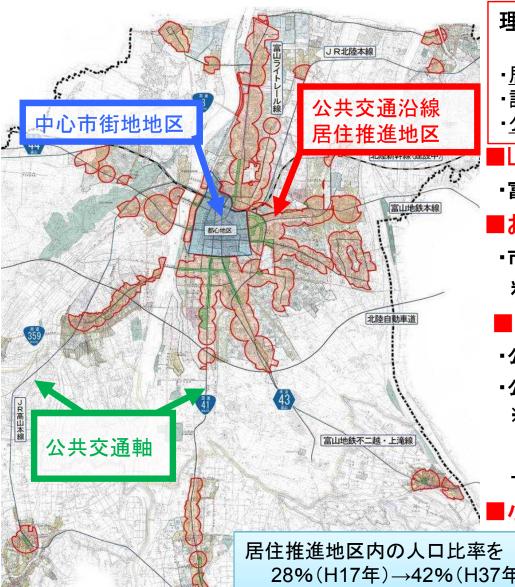
【地域の創意工夫支援】~規制緩和の拡大~

○オープンカフェ等の実施を可能とする道路占用の許可の特例 措置等

先行自治体における取組 ~富山市~



〇富山市においては都市マスタープランにおいて「コンパクトなまちづくり」を位置付け、これに基づき、中心市街 地活性化や公共交通の活性化の取組を実施



理念:

マスタープラン

公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり

- 居住を推進する地区の設定、当該地域に住む人口の目標
- ・諸機能の集約を図る都心・地域生活拠点の設定
- ・公共交通軸の設定、公共交通の整備・維持方針

等

助成を受け建設された共同住宅

■LRTの整備と、乗継ぎ環境の向上

富山ライトレール線の駅にフィーダーバスを接続

■おでかけ定期券事業

市内各地から中心市街地への公共交通の利用 料金を100円とする割引(市内在住65歳以上)

■公共交通沿線への居住の推進

- 公共交通沿線への市営住宅の整備
- ・公共交通沿線への居住の支援
 - ※共同:70万円/戸(建設費補助 事業者向け)、
 - 戸建・分譲:30万円/戸(建設・取得補助 市民向け)等



- →公共交通沿線居住推進地区では平成24年より転入超過に転換
- ■小学校跡地を活用し、介護予防施設を整備

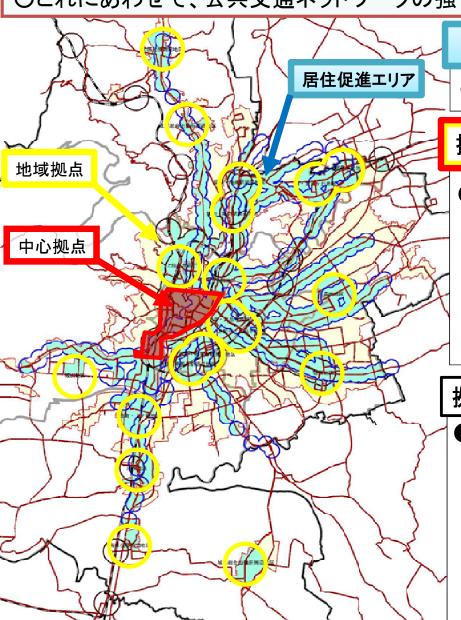
居住推進地区内の人口比率を 28%(H17年)→42%(H37年) とする目標。 (これにより地区内の人口密度を維持)



先行自治体における取組 ~熊本市~



- 〇 熊本市ではコンパクトシティを目指し、公共交通沿線に居住機能や都市機能集積を推進するため、都市マスタープランを策定(平成26年3月公表)。
- 〇これにあわせて、公共交通ネットワークの強化、利用促進に向けた取組を行っている。



居住の誘導

●公共交通の利便性が高い地域等への居住の誘導

拠点への都市機能集積と魅力の創出

- ●公共交通と一体となったまちづくりの推進
 - ・中心拠点においては、 バスターミナル、商業、住宅、MICE施設等 の複合施設を整備予定
 - ・地域拠点においては、 基幹公共交通とフィーダーバス路線との 乗継ぎ施設の整備を検討中

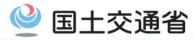


拠点を繋ぐ公共交通ネットワークの充実

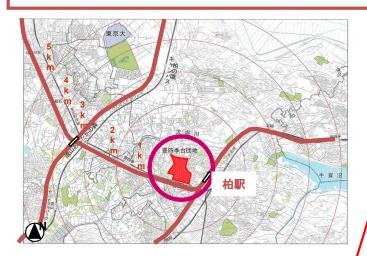
- ●使いやすい公共交通により、中心拠点と地域拠点とを結びづけ
 - ・中心拠点と地域拠点を繋ぐバス路線再編 (市がバス事業者5社と調整中)
 - ・中心拠点へ向かう急行バスの導入検討
 - ・市電の輸送力増強に向けた、新型車両 の導入促進



先行自治体における取組 ~柏市~



〇柏市豊四季台地区では、柏市、東大(高齢社会総合研究機構)、UR都市機構が連携し、高齢者と子育て世帯の融合するまちづくりのため、<u>在宅医療・福祉施設の導入や子育て支援施設の整備</u>を実現。



〇 サービス付き高齢者向け住宅の整備

施設の概要『柏こひつじ園』

- ■特別養護老人ホーム (定員 90 名)
- ■併設ショートステイ (定員 10 名)
- ■認知症対応型共同生活介護 (定員 9 名)
- ■老人デイサービスセンター (定員 20 名)

事業 者: 社会福祉法人 小羊会

敷地面積:約3,000㎡ 延床面積:約5,100㎡

規 模: RC造地上6階 地下階 開設時期: 平成23年10月予定



※24時間対応の在宅医療・看護・介護サービス

OUR賃貸住宅の建替え

事業前:4,666戸→事業後:2,100戸(UR賃貸)、2,600戸(民間分譲)





建替後





立地適正化計画制度の意義・役割①



(1)都市全体を見渡したマスタープラン

〇都市の機能とエリアの全体を見渡す

- ◇一部の機能だけではなく、様々な機能を見渡す
 - •居住
 - ・医療・福祉・商業等の生活サービス施設
 - •公共交通

◇一部のエリアだけではなく、全域を見渡す

・まちなかの空地・空家と、人口分散(郊外部での住宅 開発)を一体として検討



多様な関係者の参画が必要

〇市町村マスタープランの高度化版

立地適正化計画は市町村内の全域を見渡して、全ての機能を対象として立地を計画

→立地適正化計画は市町村マスタープランとみなされる

(2)都市計画と民間施設誘導の融合

〇既存インフラを活かした民間施設の立地に焦点

【従来】都市計画法に基づくインフラ整備



既存インフラを活かした、医療・福祉・商業等の生活サービス施設の立地の適正化

〇民間施設へのコントロール手法の多様化

【従来】都市計画法に基づく土地利用規制



▪誘導施設

- → 誘導したい施設を設定
- ・都市機能誘導区域 → 区域外における届出・勧告
- ・特定用途誘導地区 → 容積率・用途規制の緩和

〇民間施設への支援

- ・誘導施設の整備に対する財政上の支援、民都機構による金融上の支援
- ・公的不動産を有効活用する場合の支援
- ・誘導施設の移転に係る税制上の支援 等

(3)市町村の主体性と都道府県の広域調整

<u>立地適正化計画</u>

市町村がまちづくり の担い手として作成



都市計画区域マスタープラン

都道府県が広域的観点から作成

〇都道府県の広域調整

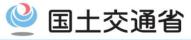
都道府県が、

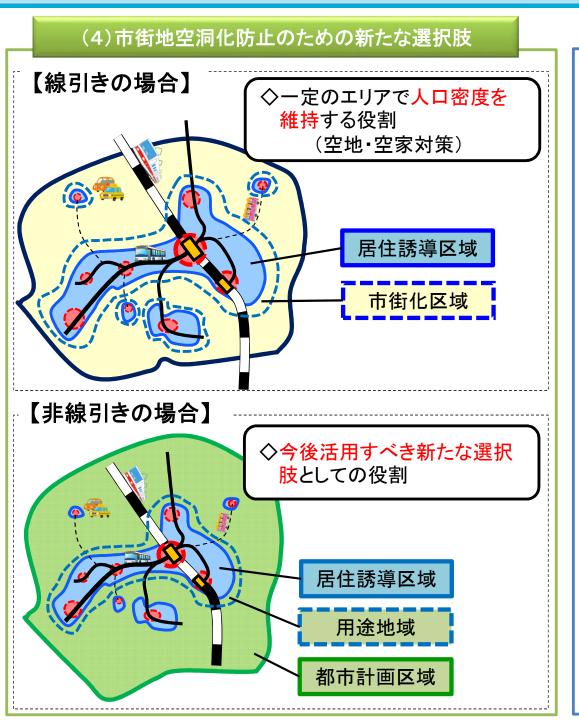
- 広域都市計画区域内の市町村間の調整
- 異なる都市計画区域間の調整

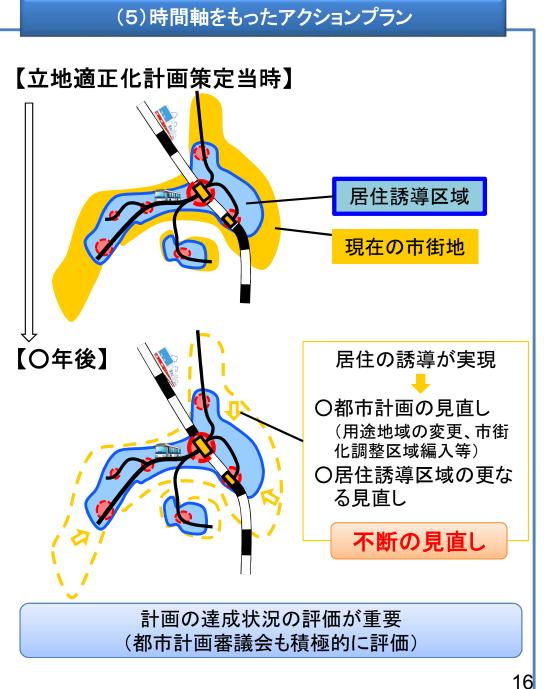
を実施。

(立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮)15

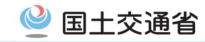
立地適正化計画制度の意義・役割②







まち・ひと・しごと総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)



主な政策パッケージ

- 4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
 - (イ) 地方都市における経済・生活圏の形成
 - 〇都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要。
 - 〇都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等関係 施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要。
 - ○関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム(仮称)」を設け、強力な支援体制を構築。
 - ○**2020年までに立地適正化計画を作成する市町村数を150市町村、**地域公共交通網形成計画の策定 総数100件を目指す。

関係省庁をあげて、横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援

中心市街地の活性化

ネットワーク (地域公共交通等)

公的不動産の再編

医療•福祉

コンパクトシティ形成支援チーム(仮称)

住宅

東日本大震災の復興

金融

農業•林業

- 〇 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 国の制度・施策へのフィードバック

- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 〇 政策に関する情報発信

公共施設再編との連携① まちづくりと公的不動産(PRE)との連携の必要性

公的不動産の配置・活用等に関して、

これまで自治体で見られる事例

- ○<u>地価の安い郊外部</u>に公共 施設(市役所・図書館等) を建設
- ○1つの施設で1つの機能 しか提供しておらず、まち なかの公的不動産であって も低未利用
- ○不要な公的不動産について は、<u>高値で売却</u>することが 優先



まちづくりの観点から見ると・・・

- ○<u>公共施設は集客力のある</u> <u>施設</u>であり、まちなかに建 設すれば人の流れをつくる ことが可能
- ○1つの施設で官民問わず<u>複数の機能</u>をもたせることで、有効利用が可能
- ○まちなかの公的不動産は、<u>不足する生活機能を誘</u>導する種地として大きな魅力



まちづくりと公的不動産を連携して検討することが必要

公共施設再編との連携② 連携による取組の方向性



まちづくりの課題・取組の方向性

課題

人口減少や高齢化により、拡散した低密度な市街地においては、住民の生活を支える医療・福祉・商業などのサービスの提供や地域活力の維持が困難になるおそれ

立地適正化計画制度の創設

(改正都市再生特別措置法が平成26年8月1日に施行)

コンパクトなまちづくりを推進するため、

市町村が都市全体を見渡し、<u>生活サービス</u>機能と居住機能を誘導する区域を設定

~コンパクトなまちづくりのポイント~

公的不動産との連携

- 都市全体を見渡しながら拠点となる区域に集客力のある公 共施設を配置したり、
- 公有地を用いて必要な生活サービス機能を確保するなど、公的不動産を活用して戦略的に都市機能や居住の誘導を図る

公的不動産の課題・取組の方向性

課題

地方公共団体においては、人口減少や少子高齢化の進展、将来の公共施設等の維持管理・更新費用の増大が見込まれること等を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要 ※公的不動産は我が国の全不動産の1/4の資産規模を占める

公共施設等総合管理計画の策定

(総務省からの要請により、 地方自治体の98%が平成28年度までに策定予定)

主に財政負担の軽減・平準化を目的として 公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を 計画的に実施

~公共施設マネジメントのポイント~

将来のまちの姿との連携

都市全体の中で拠点となる区域や居住を誘導する区域など、将来のまちづくりを想定しながら公共施設を集約・再編することで、住民の利便性や公共投資の効率性の維持・ 向上を図る

「まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用ガイドライン」(H26.4)を活用し、 「コンパクトなまちづくり」と「公的不動産の再編」との連携を推進

連携

公共施設再編との連携③−1 連携による取組の事例(秦野市) 図 国土交通省

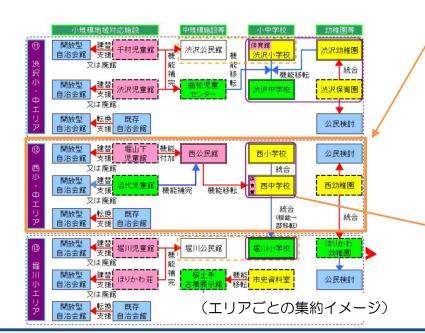


【神奈川県秦野市】コミュニティ拠点を設定し<u>公共施設の再配置計画</u>を作成

- コミュニティ拠点として想定したエリアと、 現在の主な公共施設配置をプロット
 - → コミュニティ拠点(15拠点)
 - ・ 学校を中心とした 14 拠点
 - ・ 全市的対応エリア1拠点



② エリアごとに具体的な施設集約イメージを整理 →学校等に機能を複合化して施設集約を図る



③ 個別施設の集約方針等について実施スケジュールを明確化 →重点的に取組むものをシンボル事業に位置づけ

再配置の方向性と計画内容		第1期基本計画(H23~H32)					削減効果 (百万円)		
		前期実行プラン				後期	建設	管理	
			H24	H25	H26	H27	12771		運営
1	小学校区単位での公民館配置方針に ついては、廃止	0							
2	児童館等の機能を可能な限り公民館に 移すことにより、空き時間帯やスペース の有効活用を図り、効率的な管理運営 を実施	0	0	0	0	0	0	248	102
(3)	近隣の学校の更新がある場合は、耐用 年数の残存期間、維持補修費用の見込 等について検証し、費用対効果が高い 場合には、複合化を実施							△119	21
3	[シンボル事業①] 義務教育施設と地域施設の複合化 西中学校体育館と西公民館を複合化し た施設の建設		•		•			△119 (再掲)	21 (再掲)

(基本計画及び実行プラン)

公共施設再編との連携③-2 連携による取組の事例(長岡市) ◎ 国土交通省



【新潟県長岡市】まちづくりと連携したPREの配置により拠点となるエリアを活性化

○まちづくりの課題

→長岡駅周辺は中心市街地の空洞化が進んでおり、 にぎわいの創出が課題

市役所機能を まちなか移転

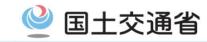
〇中心市街地のにぎわい創出

→重要な都市機能である市役所機能を郊外からまちなか に移転し、駅前の空きビル等も活用しながら複数箇所 に配置することで、中心市街地の再生を図った

〇シティホールプラザ「アオーレ長岡」 市役所とアリーナ・広場等を合築することで、 集客性を高め、市民協働と交流の拠点として整備 (平成25年度来場者数 122.4万人) 市役所棟 議会・ (行政) 市民活動 移転前 移転後 (市有地) 公園 力h マ(屋根付き広場) 議会、市民活動 厚生会館 市役所(行政) アリーナ



公共施設再編との連携④ PRE有効活用ガイドライン



まちづくりとPREの連携を推進するため、地方公共団体向けの取組指針として作成(平成26年4月公表)

●第1ステップ まちづくりの方向性の整理

①都市の現状把握

人口・財政状況 DIDの変遷 等 ②まちづくりの方向性の整理

まちづくりのマスタープランの作成

(まちの拠点および各拠点に求められる都市機能等の整理)

●第2ステップ PRE情報の整理・一元化

(総量把握)保有の状況、将来維持更新コスト等

(面的把握)地域実態マップ、PRE配置状況のGISマップ 等

(個別把握)建物情報、利用状況等

●第3ステップ PREに関する基本的な考え方の整理

まちづくりとの連携の視点

(公共施設の再配置、必要な民間機能への活用)

• 行財政の視点

(効果的な維持管理手法、コストの最適化)

保有量適正化目標 の設定

- ●第4ステップ PREの具体的なあり方の検討
 - ◆まちに必要な公共サービスの再配置
 - ◆不足する民間機能整備への活用
 - ※継続利用、廃止・売却、民間機能への転用、複合化、合築 等を決定
- ●第5ステップ 個別事業内容の検討

個別事業計画の作成・実施

- ※下線はまちづくりの視点から実施するもの
- ※まちづくりのマスタープランには第3ステップの内容を記載することも考えられる

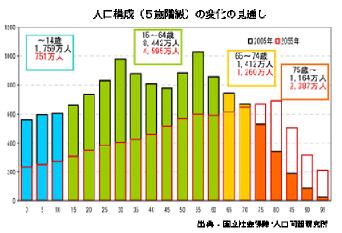
3. 検討にあたっての留 意事項

自治体内の体制 住民との連携 自治体間の連携 民間との連携

福祉・医療との連携① 高齢者等が安心して暮らすことが困難となる社会

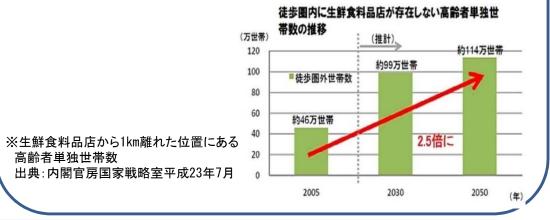
高齢化のますますの進展

2055年には、人口が現在の約3割減少し、 65歳以上の高齢者の人口は約3,600万人となり、 <mark>総人口の約4割を超える見通し</mark>。



自動車利用を前提とした都市の拡大

生活施設の郊外立地や中心市街地の衰退等が進んでおり、車の安全な運転に不安を感じる高齢者や自由に車を利用できない高齢者等にとっては、買い物や通院等の日常生活への影響が深刻に。



近所付き合いの低下や地域コミュニティの希薄化等に伴って、見守りのネットワークからこぼれ落ちる 高齢者等も存在し、一人暮らしの高齢者等を地域で支え合うことが一層困難に。

高齢者の増加速度が早く、高齢者を受け入れる**介護施設や入院施設等をその増加に合わせて設置することは困難**となっている。特に、大都市部において、高齢者の増加傾向が顕著。

今後、超高齢社会の中心となる、中高年世代の運動習慣者が特に少ない。このままの状態で高齢化して しまうと、**自立的な行動に早期から限界が生じる高齢者等が急増**するおそれがある。

これらにより、今後急増する高齢者等が、安心して暮らすことが困難な社会となることが懸念

福祉・医療との連携②-1 福祉・医療政策の取組



地域における医療・介護体制の見直し

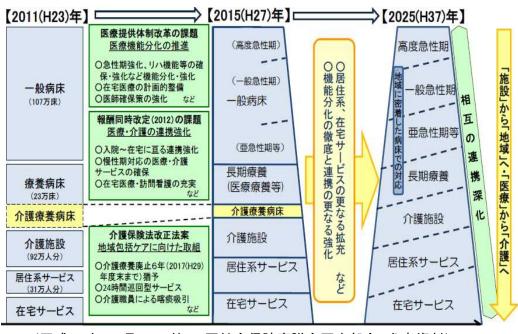
2025年を目途に医療·介護·予防·住まい・生活支援が一体的に提供される「<mark>地域包括ケアシステム</mark>」の構築に取り組む(概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域)

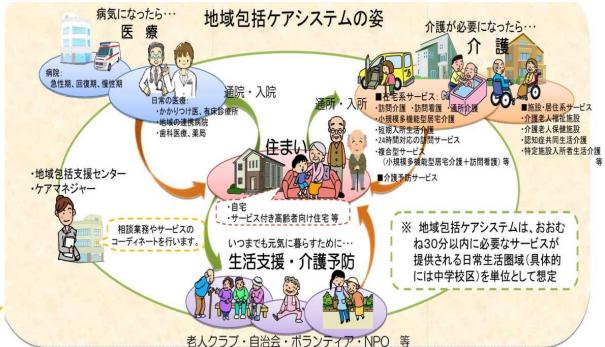
「施設」から「地域」へ・「医療」から「介護」へ

- ・医療機能の分化・強化
- ・医療・介護サービスの機能分担
- ・居宅系、在宅サービスの充実

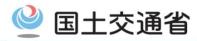
「地域包括ケアシステム」の実現

住まい・医療・介護・予防・生活支援 の一体的な提供 (団塊世代が75歳以上になる2025年を目標)





福祉・医療との連携②-2 福祉・医療政策の取組



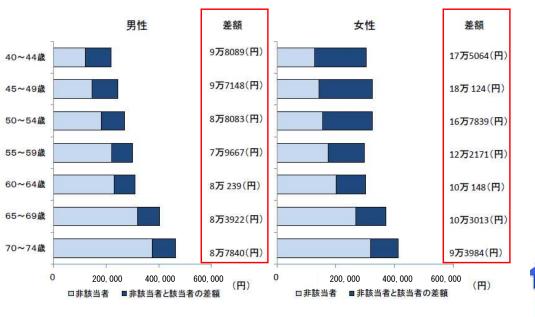
国民の健康の増進の総合的な推進

生活習慣及び<u>社会環境の改善</u>を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現

医療費適正化の推進

- 生活習慣病の予防対策
- ・在院日数の短縮

平成21年度特定健康診査メタボ基準別 平成22年度総医療費の平均



健康日本21(第二次)平成25年~

- ·日常生活における歩数の増加(約1,200~1,500歩の増加)
- ・運動習慣者の割合の増加(約10%増加)
- ・住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取組む自治体 数の増加(47都道府県とする)

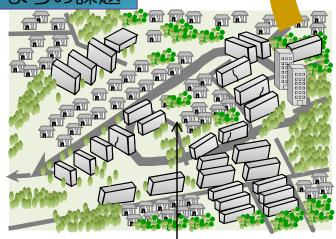
健康寿命の延伸・健康格差の縮小 生活の質の向上 社会環境の質の向上 転倒・骨折、認知症による 運動指導者派遣、 循環器疾患・特定のが 公共交通機関、 ん発症率・死亡率低減 社会生活機能低下の軽減 健康運動イベント 步道設置率、健 の開催など、サー 康增進施設数 ビスへのアクセス などインフラの の改善と公平性の 地域差解消 メタボ、ロコモ、低体力の 低減 運動しやすいまちづくり・環境整備 歩数の1,500歩/日増加 週1時間の運動実施者の割合10%増 に取り組む自治体の増加 17都道府県⇒47都道府県 複数のRCT・メタ解 🚄 ~複数の前向きコ 析で証明 身体活動の重要性や楽しみの唱導 ホート研究で証明 職場、地域、企業などへの支援提供 限られた前向きコ 断面研究で検証さ ホート研究で示唆 れた程度

福祉・医療との連携③-1 福祉・医療政策とコンパクトシティとの連携

都市機能と居住の戦略的な誘導による効果的・効率的な福祉・医療サービスの提供

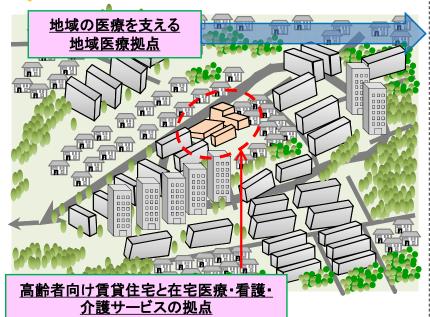
<u>医療や介護など様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供</u>されるような コンパクトなまちを目指す。

まちの課題



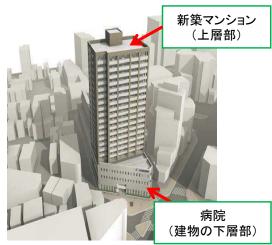
高齢化が進展しているにも かかわらず、住宅の周辺に 福祉・医療施設等がない

生活サービス機能の計画的配置



周辺地域の住民も含め、在宅で医療, 看護, 介護サー ビスが受ける体制が整い、いつまでも在宅で安心して 生活できる

・老朽化した福祉・医療施設の建て 替えに当たって、高度利用が可能 となるよう容積率を緩和



上層部を民間事業者がマンション開 発することで、老朽化した病院の建替 え費用負担を極小化した事例

立地適正化計画による居住や都市機能の誘導に合わせて福祉・医療政策を展開することによって、 より多くのまとまった地域において効果的・効率的な福祉・医療サービスを住民に提供することが重要26

福祉・医療との連携③-2 福祉・医療政策とコンパクトシティとの連携

空き家や公的不動産を活用した介護施設等の整備

福祉・医療等の都市機能の導入にあたって、公的不動産の再配置・集約化の計画を踏まえ、機能の複合化 や既存ストックの有効活用を図ることで、民間事業者の初期コスト低減と利用者の利便性向上が可能

「茶話本舗デイサービス船橋亭」は、千葉県船橋市内の 住宅地の一軒家を借りて平成21年6月にオープン。 一日10人が通いで利用する小規模通所介護施設。 空き家を活用することで投資額を抑制。

京都府の小倉デイサービスセンターは、小学校の空き教室を 活用して在宅老人デイサービスセンター、地域包括センター、 ディホームを整備。専用の玄関口とエレベーターを設置。

<空き家活用の事例>



<小学校の空き教室活用の事例>

京都府 宇治市 小倉デイサービスセンター他 小倉小学校内





パイロット自治体の指定を受けて、3 援センター、デイホーム等の整備を 行うとともに、老人福祉施設専用玄 関口を設け、2階への昇降のための エレベータを設置した。

余裕教室の有効活用~余裕教室活用事例~ 平成22年3月 文部科学省・厚生労働省 より

"まちのお茶の間〟息づく

リビングでホットケーキ作りを楽しむ(千葉 県船橋市の条語人舗デイサービス船橋亭)

茶話本舗デイサービス船橋亭

所在地:千葉県船橋市

事業概要:通所介護 利用定員:10名/日

○文部科学省の調査によれば、全国の小中学校の余裕教室 のうち、157 教室(4.6%)がデイサービスセンター等 として活用(平成21年5月現在)。

福祉・医療との連携④ 健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン

健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン

平成25年5月に「健康・医療・福祉まちづくり研究会」を起ち上げ、学識、地方公共団体、内閣官房、厚生労働省との議論を重ね「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」策定。

目指すべき方向性

- 多くの市民が自立的に、また必要に応じて地域の支援を得て、より活動的に暮らせるまちづくり
- 〇日常生活圏域等における必要な機能の 確保や、歩行空間、公共交通ネットワーク の充実等を一体的に取り組む都市構造の コンパクト化の推進
- 〇都市政策の取組に当たって、健康・医療・ 福祉の視点から必要な事業や施策へと大 きく舵を切っていくことが必要

必要な5つの取り組み

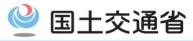
- ① 住民の健康意識を高め、運動習慣を身につける
- ② コミュニティ活動への参加を高め、地域を支えるコミュニティ活動の活性化を図る
- ③ 日常生活圏域・徒歩圏域に都市機能を計画的に確保する
- ④ 街歩きを促す歩行空間を形成する

歩行ネットワークの構築、世代を超えて利用される歩行空間づくり、歩行をサポートするモビリティ等の活用、歩行を促す仕掛けづくり

⑤ 公共交通の利用環境を高める

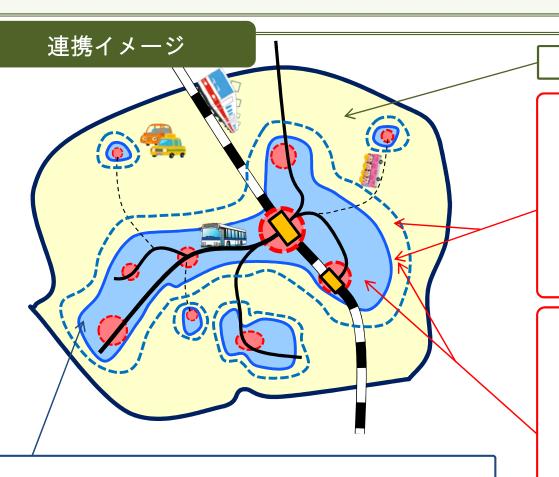
公共交通のサービス水準の向上、地域のコミュニティ等が主体となった交通サービスの提供、公共交通の待合空間等の整備

立地適正化計画による居住や都市機能の誘導



まちづくりと農業振興施策との連携の必要性

- ○都市の景観形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての多様な役割を果たすこと が期待される市街地周辺の農地等については農業振興施策と都市計画との連携等により保全することが重要。
- ○都市計画区域内の農地等は、都市に残された貴重な緑の資源として保全すべきであり、コンパクトシティの形成にあ たっては、居住誘導区域外において農業振興施策等との連携を検討するなど、地域全体に目配りをした施策が重要。



都市公園として市民農園を整備する際の 用地買収、施設整備を支援

農業振興施策の実施

都市農業の振興

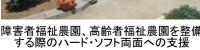




市民農園の整備支援

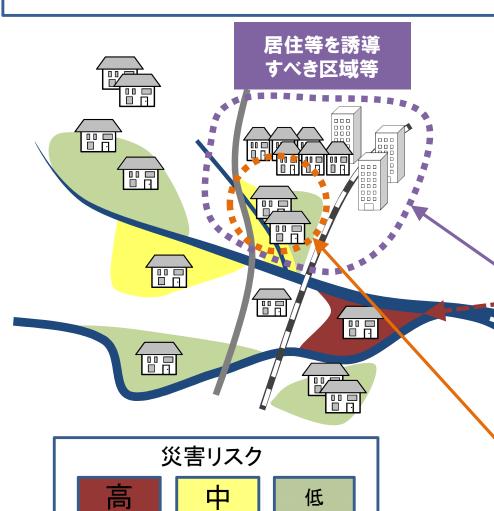


福祉農園の整備支援



防災施策との連携 〜災害リスク情報を考慮したまちづくり・地域づくり〜 🤎 国土交通省

- 〇コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することが重要。
- 〇災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、災害リスク を軽減するために河川、下水道等の整備を重点的に推進することが重要。



リスクの提示

床上浸水の頻度が高い地域など、災害リスクの高い地域を提示。 まちづくりに関する協議会等に河川管理者や下水道管理者等が 積極的に参画して関係者と災害リスク情報を共有。

居住や都市機能の誘導

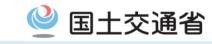
災害リスクの低い地域へ居住や都市機能を誘導

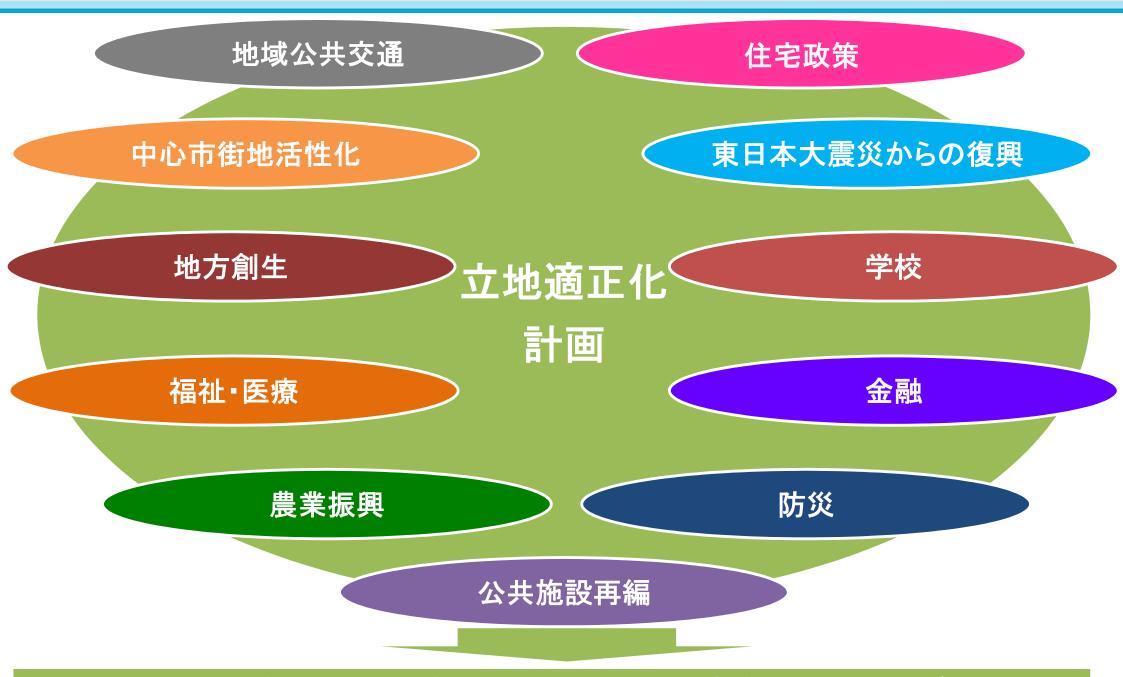
➡※災害リスクの高い地域は居住等を誘導すべき区域等から除外

施設の整備

居住等を誘導すべき区域等において、河川や下水道等の整備、 雨水貯留施設、浸透施設等の整備を重点的に推進

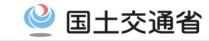
関係施策の連携によるコンパクトシティの推進のイメージ





地方公共団体においても庁内関係部局の連携を図ることが重要

地方自治体における関係部局間の連携の例・・・熊本市



- 〇熊本市では、立地適正化計画の作成にあたり、幅広い関係者と議論を行うため、市長を座長とする協議会を 設置予定であり、多様な視点を計画に反映。
- 〇また、協議会設置に先立ち、平成26年度に医療・福祉・商業部局等の庁内関係部局の職員を構成員とする 庁内会議等を開催し、関係施策との連携を推進する体制を構築。

熊本市多核連携都市推進協議会

市長(会長) 学識経験者 市会議員 民間団体 公募市民 等



協議会を円滑に運営するため庁内に設置

熊本市多核連携都市推進協議会 庁内会議

議長:副市長、構成員:医療・福祉・商業部局等の次長級

- ●2つの検討部会・WGの取りまとめ、庁内の総合調整
- ●都市機能や居住の誘導を図る区域の設定
- ●誘導を図る施設の設定

など

都市機能検討部会 庁内(課長級)

【検討事項】

医療施設・福祉施設・商業施設・公共施設などの都市機能を、中心市街地や地域拠点に維持・集積すること等について検討する

【関係課】

企画課、健康福祉政策課、医療政策 課、商工振興課、財政課、都心活性推 進課、

開発景観課、教育政策課 など

ワーキンググループ 庁内(主査級以上)

居住検討部会 庁内(課長級)

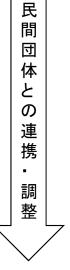
【検討事項】

中心市街地や地域拠点、公共交通の 利便性の高い地域への居住促進、地 域コミュニティの維持・活性化等につ いて検討する

【関係課】

環境政策課、シティプロモーション課、 農業政策課、建築計画課、建築指導課 、開発景観課、住宅課 など

ワーキンググループ 庁内(主査級以上)



民間団体等

熊本商工会議所 熊本市医師会 私立幼稚園協会 老人福祉施設協議会 熊本市PTA協議会 賃貸住宅管理協会 など

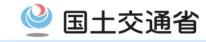
意見の照会等

必要に応じて

参加

32

コンパクトシティ形成支援チームの設置(平成27年3月19日)



コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策 について検討するなど、関係省庁をあげて市町村の取組を強力に支援

チームメンバー

チームリーダー	国土交通省	大臣官房審議官(都市局担当)				
副チームリーダー	国工义	総合政策局公共交通政策部長				
	内閣官房	まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官				
	復興庁	統括官付参事官				
	総務省	自治行政局市町村課長				
		自治財政局財務調査課長				
	財務省	理財局国有財産企画課長				
	金融庁	監督局総務課長				
	文部科学省	大臣官房政策課長				
構成員		医政局地域医療計画課長				
		雇用均等・児童家庭局 保育課長				
		老健局高齢者支援課長				
	農林水産省	農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長				
	経済産業省	商務情報政策局商務流通保安グループ中心市街地活性化室長				
	国土交通省	総合政策局公共交通政策部交通計画課長				
		住宅局 住宅政策課長				
		都市局都市計画課長 事務局:国土交通省				

- 〇 市町村からの相談等のワンストップ対応
 - 国の制度・施策へのフィードバック

- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 政策に関する情報発信

コンパクトシティの形成に向けた地域に身近な相談窓口



〇コンパクトシティの形成に向けた地域に身近な相談窓口を、地方整備局等と地方運輸局等 に設置。コンパクトシティ形成支援チームに関する事項についても本相談窓口で対応。

<コンパクトシティ全般や立地適正化計画等について>

<地域公共交通網形成計画等について>

機関名	担当課	電話番号
北海道 開発局	事業振興部都市住宅課	011-738-0234
東北地方 整備局	建政部都市・住宅整備課	022-225-2016
関東地方 整備局	建政部都市整備課	048-600-1907
北陸地方 整備局	建政部都市・住宅整備課	025-280-8755
中部地方 整備局	建政部都市整備課	052-953-8573
近畿地方 整備局	建政部都市整備課	06-6942-1081
中国地方 整備局	建政部都市・住宅整備課	082-511-6194
四国地方 整備局	建政部都市・住宅整備課	087-811-8315
九州地方 整備局	建政部都市・住宅整備課	092-471-6355 (内線 6165)※
沖縄総合 事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-1910

機関名	担当課	電話番号	
北海道 運輸局	企画観光部交通企画課	011-290-2721	
東北運輸局	企画観光部交通企画課	022-791-7507	
関東運輸局	企画観光部交通企画課	045-211-7209	
北陸信越 運輸局	企画観光部交通企画課	025-285-9151	
中部運輸局	企画観光部交通企画課	052-952-8006	
近畿運輸局	企画観光部交通企画課	06-6949-6409	
中国運輸局	企画観光部交通企画課	082-228-8701	
四国運輸局	企画観光部交通企画課	087-835-6356	
九州運輸局	企画観光部交通企画課	092-472-2315	
沖縄総合 事務局	運輸部企画室	098-866-1812	

どちらに相談して良いか分からない場合は、どちらにご連絡を頂いても適切に対応致します。

[※] 電話番号に続けて内線番号を入力下さい。

相談窓口イメージ図





地域に身近な相談窓口

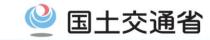
地方整備局等 地方運輸局等



コンパクトシティ 形成支援 チーム (事務局) 国土交通省 都市局 都市計画課 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課



チームメンバー(関係省庁・部局)



◆3月19日 第1回 コンパクトシティ形成支援チーム会議 (実施済)

- ○コンパクトシティ形成支援チームの設置について
- ○コンパクトシティの形成に向けた基本認識について
- ○関係省庁施策内容の共有

◆4月10日 第2回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

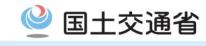
○地方公共団体に対する関係省庁のコンパクトシティ形成に向けた政策に関する説明会

◆ 5 月中旬 ブロック別相談会 国土交通省がコンパクトシティの形成に取り組む地方公共団体とのブロック別相談会を実施

◆5月下旬又は6月上旬 第3回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

- ○地方公共団体の取組状況等の共有(ブロック別相談会の報告)
- ○地方公共団体からのヒアリング(課題やニーズの吸い上げ・共有等)

立地適正化計画の作成意向に関する調査【第5回】内容



- ◆調査対象:都市計画区域を有するすべての市区町村(平成27年3月31日時点)
- ◆回答期限:平成27年4月17日

◆【調査1】立地適正化計画

- (1) 策定意向
- (2) 策定することに関する報告状況
- (3) 検討状況
- (4)作成予定時期
 - ◇都市機能誘導区域
 - ◇居住誘導区域
- (5-1) 隣接市町村等と連携した計画策定
- (5-2) 隣接市町村等の具体名
- (5-3) 隣接市町村との連携の内容
- (5-4) 隣接市町村等との連携の内容

◆ 【調査2】公的不動産 (PRE) の活 用検討

- (1) 現在の検討状況
 - ◇公共施設白書の作成
 - ◇公共施設等総合管理計画の作成
 - ◇公共施設の具体的な再配置計画の作成
- (2) PRE活用の検討方式

◆【調査3】コンパクトシティ形成に向けた関係施策等

- (1) 地域公共交通施策
- (2) 中心市街地活性化施策
- (3) 福祉・医療施策との連携
- (4) 子育て施策
- (5)農業振興施策
- (6)公共施設再編施策
- (7) 住宅施策
- (8) 学校施策
- (9) 防災施策
- (10) 広域連携施策
- (11) 地域のシンクタンク機関等との連携
- (12) 立地適正化計画作成における課題

◆【調査4】立地適正化計画の 概要

◆【調査5】ブロック別相談会 への参加意向